

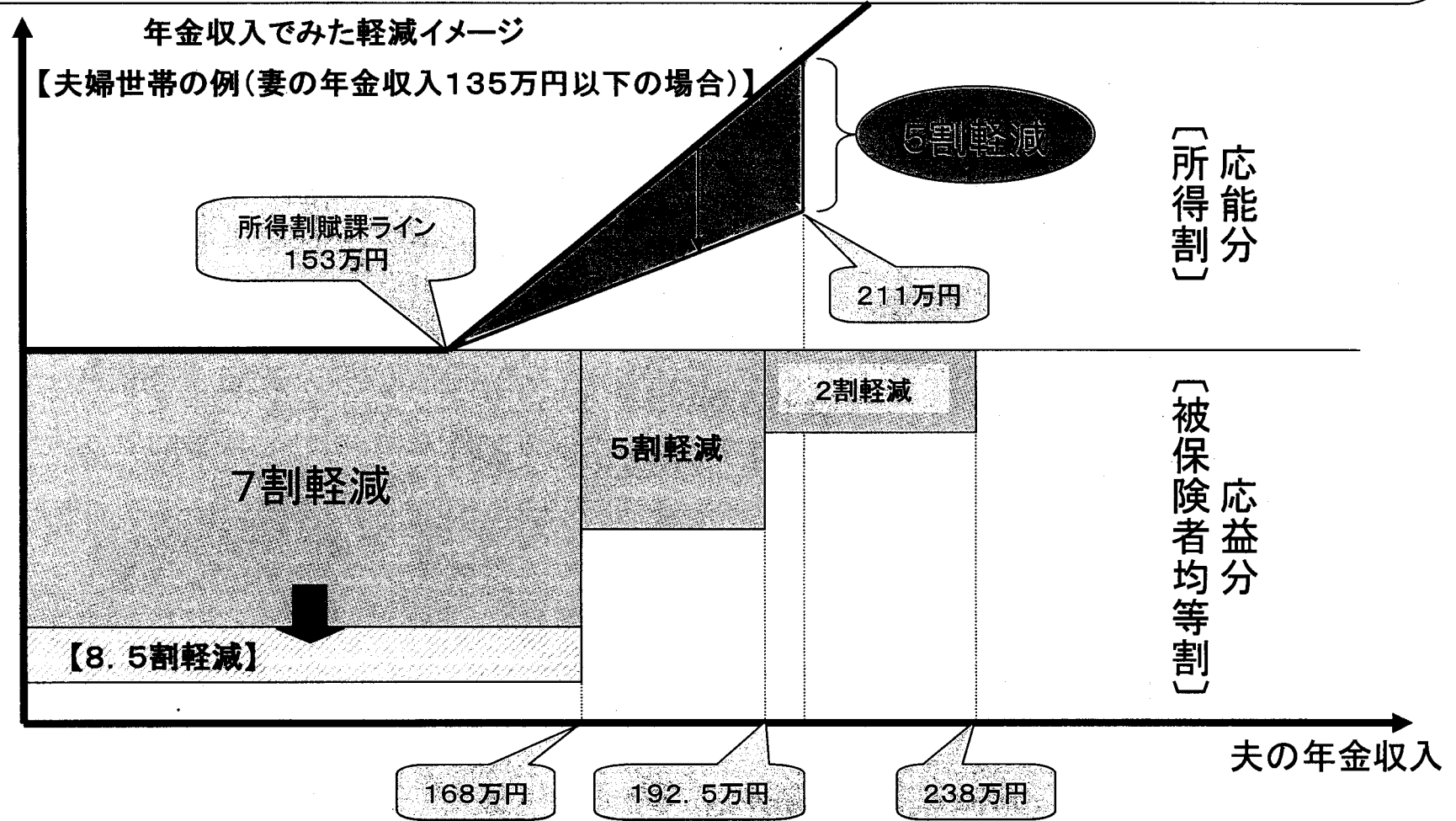
# 平成20年度の対応(経過的措置)

**【均等割】**

21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しない。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。(8. 5割軽減。月額保険料は、全国平均で約500円)

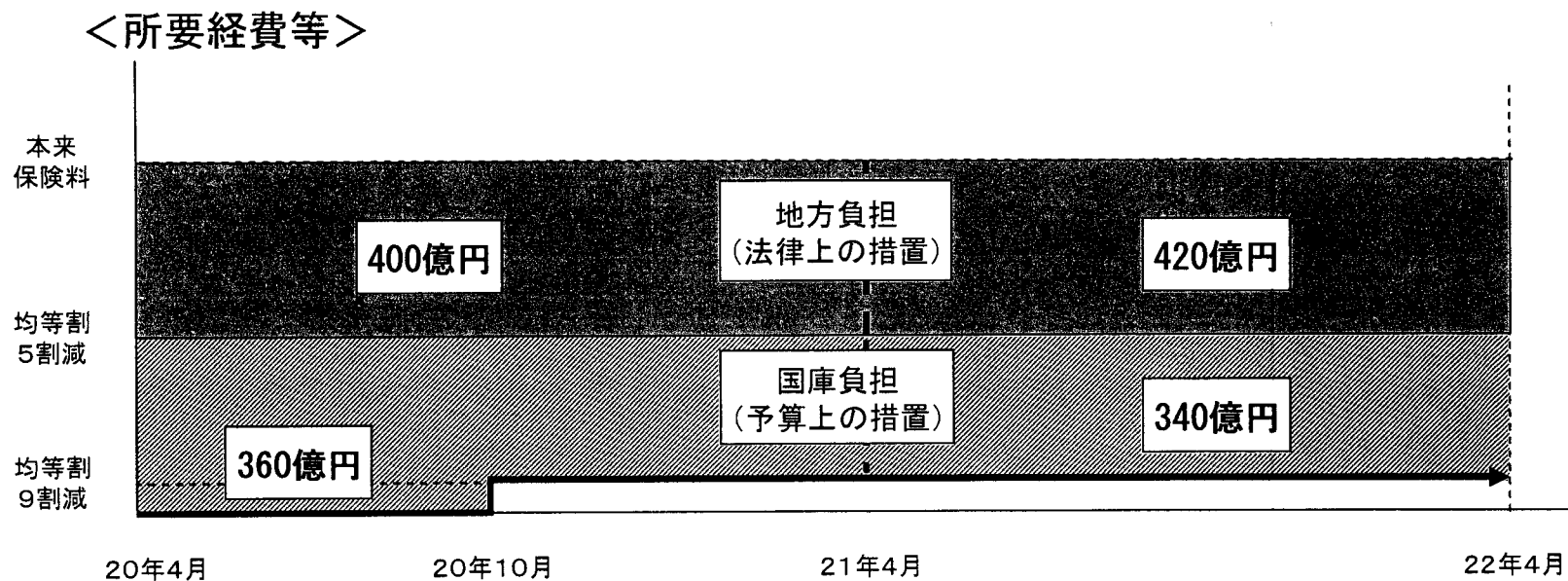
**【所得割】**

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者)について、5割軽減する。



## 被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続について

- 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置(均等割5割軽減)に加えて、
  - ・ 平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
  - ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
- 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。
- 平成22年度以降のあり方については、今後検討する。



# 保険料の支払方法について

# 保険料の年金からの支払いについて

## 1 年金からの支払い(天引き)の仕組み

- ・2ヶ月毎の年金支給の際に、公的年金から、2ヶ月分の保険料を引き落とし
- ・平成12年に介護保険において保険料の年金からの支払いを導入

※ 年金からの支払いの主な理由

- ① 被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしない
- ② 保険料の徴収に係る行政の余分なコストを省く

## 2 年金からの支払いの対象者

- ① 公的年金の年額が18万以上であり、かつ、② 介護保険料と合算した保険料額が年金額の1/2を超えない者

※ 75歳以上の高齢者の約8割が対象



## 3 保険料の口座振替

(1) 支払方法の口座振替への拡大

本年6月12日の政府・与党決定に基づき、以下のいずれかに該当する方は、年金からの支払いに代えて、口座振替を選択可能となった

ア これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった場合

イ 年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者が本人に替わって口座振替で支払う場合

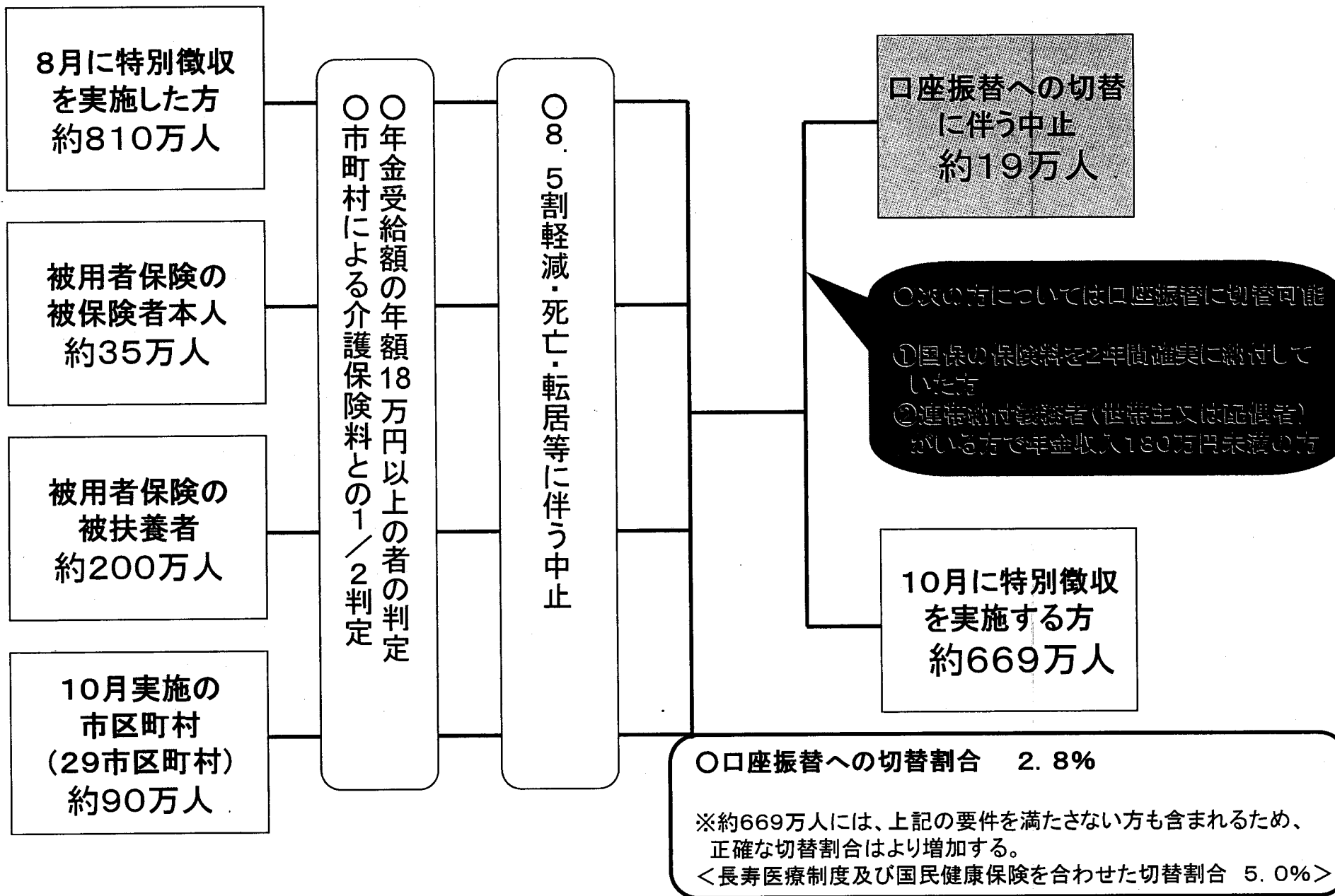
※平成20年10月;年金からの支払い件数 約669万件・口座振替へ切り替えた件数 約19万件



(2) 口座振替と年金からの支払いとの選択制の実施

本年11月18日の与党PTとりまとめを受けて、上記ア、イの要件を撤廃し、原則として、全ての方について、平成21年4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料の納付をできるようにする。

# 長寿医療制度の特別徴収等について



# 今後の年金からの支払いに係る対応

## (1) 平成20年度均等割8.5割軽減の方について

○平成20年度において均等割が8.5割軽減となり10月以降の年金からの支払いが中止された方については、平成21年度に保険料の徴収が再開される。(平成21年7月から9月まで普通徴収を行い、10月から年金からの支払いを行うこととなる)

○口座振替への切替が可能であること等を、市町村から対象者に対して、ダイレクトメールにより事前に周知すること等を徹底する。

### 【徴収方法】

■ : 特別徴収

■ : 普通徴収

9割軽減: 4,200円

7割軽減: 12,600円

	H21.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H22.1	2	3	
特別徴収により納める被保険者	ダイレクトメールの発送	9割軽減対象者				700円	700円	700円	700円		700円		700円	
		7割軽減対象者				2,100円	2,100円	2,100円	2,100円		2,100円		2,100円	
口座振替により納める被保険者	ダイレクトメールの発送	9割軽減対象者				1,000円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円
		7割軽減対象者				1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円

※平成20年度の4, 6, 8月の仮徴収額は、それぞれ2,100円

## (2) 平成20年度に資格を取得した方について

○平成20年4月以降、新たに資格を取得した方については、平成21年4月から年金からの支払い(仮徴収)が開始される。

○平成21年4月当初から、希望する方は口座振替にすることができるよう、市町村から対象者に対して、ダイレクトメールにより事前に周知すること等を徹底する。